

9月の各種相談窓口

消費・行政相談

相談名	場所・日時	問合せ
消費生活相談	消費生活センター（市民安全課内）平日 来庁 9時-16時30分 電話 8時30分-17時15分	丹波市消費生活センター ☎ 82-0996 消費者ホットライン ※土日 ☎ 188
行政相談	山南住せ3日、愛育ピア9日、青垣住せ10日、本庁舎14日、春日住せ15日、柏原住せ16日 13時30分-15時30分	総務課 ☎ 82-1002

福祉相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
もの忘れ医療相談 【要予約】	第2庁舎 15日 14時-16時	高齢者あんしんセンター ☎ 88-5267
認知症介護者のつどい 「ほっと」	青垣住せ 25日 10時-正午	
若年性認知症定期相談会	第2庁舎 11日 13時30分-15時30分	
福祉まるごと相談	第2庁舎 平日 9時-16時30分	社会福祉課 ☎ 0800-200-3393 (フリーダイヤル)
くらしとお金の相談 【要予約】	第2庁舎 18日 13時-16時	
ニート・ひきこもり相談 【要予約】	10時-16時 ※出張相談は要予約	地域つながりセンター 「ここから」 ☎ 86-7101
ふくしの法律相談会 【要予約】	第2庁舎 10日 10時-正午	権利擁護支援センター 「よりそい」 ☎ 0120-686-111

人権相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
特設人権相談	氷上住せ3日、春日住せ14日、ライフピア28日	柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72-0176
常設相談	水曜9時-16時 神戸地方方法務局柏原支局	
総合生活相談 (隣保館相談)	電話 平日9時-17時 ※来館相談可	氷上文化センター ☎ 82-1064 七日市会館 ☎ 74-2310
	出張 山南住せ10日 青垣住せ24日 13時30分-16時 【要予約】	
	夜間 氷上住せ17日 18時-21時 【要予約】	
女性のための悩み相談 (予約優先)	市民プラザ2日 ①13時30分②14時30分③15時30分 ※1回50分	男女共同参画センター ☎ 82-8684
配偶者等からの暴力(DV)相談	平日9時-16時30分	丹波市DV相談支援センター ☎ 86-8730
性的マイノリティ 電話相談 【要予約】	平日9時-16時30分	
性的マイノリティ メール相談	件名を「丹波市にじいろ相談」として、メールアドレス「tamba-lgbt@qwr.org」に送信	人権啓発センター ☎ 82-0242

雇用・農地相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
出張職業相談 【要予約】	第2庁舎3日、17日 13時-15時50分	丹ワークサポートたんば ☎ 74-3660
各種就労相談 【要予約】	春日庁舎 高齢者キャリア相談9日 若者就職相談10日、24日 ママパパ就職相談11日 高齢者就労相談16日 Uターン就職相談18日 障がい者就労相談25日 履歴書(職務経歴書)作成セミナー27日	
農地相談 【要予約】	山南住せ・ライフピア11日 氷上住せ・青垣住せ14日 柏原住せ・春日庁舎15日 13時30分-14時	農業委員会事務局 ☎ 74-1504 ※前日までに予約

市民活動・地域づくり相談

相談名	場所・日時	問合せ
地域活動相談 (予約優先)	市民プラザ(月曜休館) 10時-18時	市民活動支援センター ☎ 82-8683

空き家相談

相談名	場所・日時	問合せ
空き家個別相談会 (予約受付9/18まで) 【要予約】	春日住せ 26日 13時30分-15時30分	都市住宅課 ☎ 74-2364

法律相談

相談名	場所・日時	問合せ
行政書士無料相談	柏原住せ5日 13時30分-16時	県行政書士会摂丹支部 ☎ 090-3628-0608(勝部)
不動産無料相談	市民プラザ 10日 13時30分-16時	宅地建物取引業協会三田・丹波支部 ☎ 080-3785-3683(山本)
無料登記法律相談	柏原住せ 17日 13時30分-16時	常石司法書士事務所 ☎ 86-0772 共催/県司法書士会たんば支部・ 県土地家屋調査士会但馬支部

医療・健康・年金相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
小児救急医療相談	17時30分-翌8時 土日祝年末年始は8時-翌8時	子ども医療(小児救急医療)電話相談窓口 ☎ 78-9290
救急医療相談	24時間 365日受付 ※電話相談	救急安心センターひょうご ☎ # 7119
健康・栄養相談 【要予約】	春日住せ3日 ミルネ 14日 柏原住せ 25日 9時30分-11時 ※「減塩相談」同時開催	健康課 ☎ 88-5082
9月の出張年金相談 (予約受付8/27まで) 【要予約】	氷上住せ9月3日 11時30分-14時30分 定員12人	西宮年金事務所 ☎ 0798-33-2944 ※自動音声 ▶1を選択▶2の「職員にご用の方」を選択

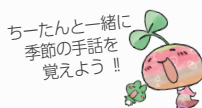
「手話」ってなあに？

毎年、9月23日は、手話言語の国際デーです。
手話言語国際デーは、手話が音声言語と対等であるという認識を広め、ろう者の人権が完全に保障されるよう社会全体で手話言語についての意識を高め、促進することを目的に、2017年12月に国連総会で決議されました。
この機会に手話言語に触れ、手話が言語であるという認識を共に広めましょう。



ちーたんのちょこっと手話

『暑い』



親指を人差し指ののせて軽く握り、その手でパタパタとあおぐように動かす（うちわであおいでいる様子）

撮影協力：春日手話サークルおやゆび姫

きこえの懇談会

「きこえ」のことで悩んでいませんか？難聴者の体験談、補聴器や「きこえ」に関心のある人、家族も一緒に、気軽に参加ください。

- とき 9月6日（日）13時～16時
- ところ 氷上住民センター大会議室
- 内容 難聴者の体験談、補聴器や「きこえ」についての相談、質疑応答
- 申込 事前申込（当日参加も可）※参加費無料
- 申込方法 兵庫県立聴覚障害者情報センター宛 FAX、メール、ホームページの申込フォームから申し込みください。

兵庫県立聴覚障害者情報センター
fax 078-805-4192
mail soshiki@hyogohoh.or.jp



申込フォーム

問 障がい福祉課（市役所第2庁舎内） ☎ 88-5262

3R リデュース リユース リサイクル

Re～リサイクルの行方～

出した資源はどこへ？～プラスチックごみ編～

クリーンセンターに搬入されたプラごみの中にガラスや刃物、注射針などの異物が混ざっていることがあるので、作業員がひとつずつ袋を開け、きちんと分別されているか、中身を確認しながら慎重に選別作業を行います。※怪我や感染の危険性があるため、選別作業は欠かせません。
選別されたプラごみは、クリーンセンターからリサイクル工場に引き渡され、破碎・洗浄された後、ペレットとよばれる小さな粒状の再生原料になります。再生原料を加工することでプラントや建築資材などの新しい製品として生まれ変わります。私たちが何気なく行う分別は、リサイクルの品質を高め資源を有効活用するだけでなく、作業員の安全を守るための大切な第一歩です。未来の環境のためにも、正しい分別にご協力をお願いします。

破碎作業

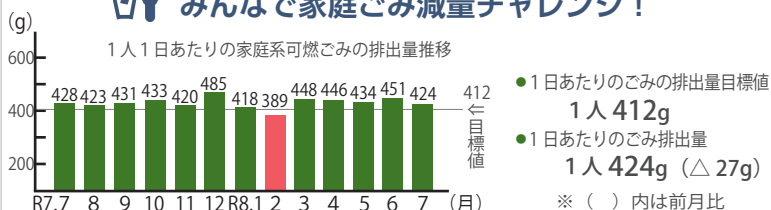


異物選別作業

選別作業で取り除かれた異物



みんなで家庭ごみ減量チャレンジ！



問 環境課（クリーンセンター内） ☎ 78-9999

消費生活 NEWS

契約で生じる権利と義務

私たちの周りには、さまざまな「契約」があります。スーパーで食品を買う・レストランで飲食をする・電車やバスに乗る・アパートやマンションを借りるなど、すべてが契約です。契約の内容や誰と契約をするかは、自由に決めることができます。契約をすると、権利と同時に義務が生じます。お金を払ったのに商品がもらえない、商品を渡したのにお金を払ってもらえないということが頻繁に起こると、私たちは安心して暮らせなくなります。契約で生じた義務を、お互いが誠実に果たす責任があります。いったん契約をすると、原則として解約ができません。契約には権利と義務が伴うことを理解しておきましょう。



ID 12358

問 消費生活センター（市民安全課内） ☎ 82-0996

